

※個人情報を削除しており、原本ではありません。

## 契 約 書

- 1 業務名 「あいちトリエンナーレ 2019」作品選定・制作・展示業務
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 金 2, 257, 000 円（源泉所得税及び復興特別所得税額を含む）  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 180, 796 円  
(8%相当 107, 296 円)、(10%相当 73, 500 円)  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 108 分の 8 又は 110 分の 10 を乗じて得た額である
- 4 契約期間 契約締結日から同年 10 月 31 日まで
- 5 契約保証金 免除

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「甲」という。）と「表現の不自由展」実行委員会 新井博之（以下「乙 1」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 岩崎貞明（以下「乙 2」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 岡本有佳（以下「乙 3」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 小倉利丸（以下「乙 4」という。）、「表現の不自由展」実行委員会 永田浩三（以下「乙 5」という。）との間において、上記 1 から 5 を内容とする業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 6 通を作成し、甲、乙 1、乙 2、乙 3、乙 4、乙 5 それぞれ 1 通を保管する。

令和元（2019）年 7 月 1 日

甲 愛知県名古屋市東区東桜 1 丁目 13-2  
あいちトリエンナーレ実行委員会 会長 大 村 秀 章

乙 1  
「表現の不自由展」実行委員会 新 井 博 之

乙 2  
「表現の不自由展」実行委員会 岩 崎 貞 明

乙 3  
「表現の不自由展」実行委員会 岡 本 有 佳

乙 4  
「表現の不自由展」実行委員会 小 倉 利 丸

乙 5  
「表現の不自由展」実行委員会 永 田 浩 三

(出展)

第1条 甲は乙1、乙2、乙3、乙4、乙5（以下「乙等」という。）に対し、別添仕様書に記載のとおり、「あいちトリエンナーレ 2019」（以下、「本展」という。）のための、乙等による作品の選定・制作・展示（以下、当該作品を「出品作品」という。）並びに本展のオープニング関連イベント等への参加に関する業務を委託する（以下、「本件業務」という。）。

- 2 乙等は、本展への出品作品の選定、制作、輸送、展示及び撤去にあたっては、別添仕様書に記載の出品作品の展示場所に係る使用条件を遵守し、「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督、チーフ・キュレーター及びキュレーターから構成されるキュレーター・チーム（以下、「キュレーター・チーム」という。）並びに甲と協議のうえ、適切な方法で行うものとする。
- 3 乙等は、出品作品の展示のため、所有者から借用した上での設置を、令和元（2019）年7月30日までに完了させるものとする。
- 4 乙等は、別添仕様書に記載の展示期間（以下、「展示期間」という。）中に出品作品に深刻な不具合が発生した場合には、甲の指示（補修の要否、程度を含むがこれに限られない）に従い、甲の費用負担の下、可能な限りにおいて、出品作品の補修を行わなければならない。ただし、当該不具合の原因が専ら乙等の責めに帰すべき事由によるときは、甲はその補修費用を乙等に負担させることができる。
- 5 乙等は、出品作品の撤去を、令和元（2019）年10月20日まで（本契約が解除又は解約により終了した場合は、甲の特段の指示がない限り、当該終了の日から7日以内）に完了させるものとする。
- 6 甲の責めに帰すべき事由及び甲が指定する施設等の瑕疵などのやむを得ない事情を除き、乙等は、別添仕様書に記載のとおり、本展のオープニング関連イベント等に参加するものとする。ただし、実施時期及び実施内容については、甲、乙等及びキュレーター・チームの間の協議により変更することができるものとする。
- 7 甲は、災害が発生した場合又は乙等が第三者権利侵害等の違法行為を犯した場合、出品作品の展示が不適当となったと判断したときには、出品作品の展示を中止することができるものとする。
- 8 甲及び乙等は、本件業務を実施する上で出品作品に関して生じる問題・事故については乙等が主体としてこれを処理することを確認する。ただし、乙等が、上記問題・事故等により生じた損害・損失について賠償または填補する義務を有する者もしくは求償に応ずる義務を有する者に対し権利行使をすることは妨げられない。

(契約金額)

第2条 甲は乙等に対し、本件業務の対価として、金2,257,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金180,796円）を、次条の記載に従い、支払うものとする（以下、「契約金額」という。）。

- 2 契約金額には、謝金の他、別添仕様書に記載の費用が含まれるものとし、乙等はこれら費用を自ら負担する。

3 前項の規定の他、甲の事情により乙等を会場等へ招へいする際の経費は、甲の定める規程に基づき甲が別途に支給するものとする。

(支払)

第3条 乙等の契約金額の請求は、次の各号に規定する時期及び金額に従うものとし、乙等は甲に対し、次の各号に規定する時期に適法な請求書を提出して、請求するものとする。

(1) 令和元（2019）年8月

(2) 契約期間終了後

2 甲は、前項の乙等の適法な請求書を受理した日から30日以内に、前項各号の定めに従った契約金額を乙等に支払わなければならない。

3 甲の契約金額の支払いは、現金又は乙等の指定する銀行口座宛の銀行振込の方法により、原則として日本円により支払うものとする。なお、銀行振込による場合の振込手数料は甲が負担するものとする。

4 甲は、契約金額の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.7パーセントの割合で算出した遅延利息を乙等に支払わなければならない。

(作品輸送)

第4条 甲は、梱包・集荷・返却を含む出品作品の輸送、並びに輸送期間及び展示期間中の出展作品の損傷等に係る保険付保の手配を行い、その経費を負担する。ただし、乙等が、甲以外の機関等から輸送費名目で支援を受ける場合は、この限りではない。

2 乙等が出品作品の返却先として、集荷先とは異なる場所を指定した場合、甲は、集荷先に返却する場合に比して不利とならないことを条件に、これに応じるものとする。

(図版・写真の複製)

第5条 乙等の作品写真等及びポートレイト写真の複製使用可否については、甲と乙等とで個別に協議し、書面により別途定めるものとする。

(写真・映像撮影)

第6条 出品作品及び本展のオープニング関連イベント等への参加時の写真及び映像撮影の可否については、甲と乙等とで個別に協議し、書面により別途定めるものとする。

(第三者の権利侵害に関する表明保証)

第7条 乙等は甲に対し、出品作品が、第三者のいかなる権利（著作権、著作隣接権、パブリシティ権、肖像権、商標権、意匠権、又は著作者人格権を含むがこれに限られない。）

も侵害するものではないことを表明し保証する。

(暴力団等排除に係る解除)

第8条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を、無催告で直ちに解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙等に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙等に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(乙等の損害賠償義務)

第9条 乙等は、乙等の責めに帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲に生じた一切の損害（弁護士費用等の専門家費用も含むがこれに限られない。）を賠償しなければならない。

(本契約の譲渡等)

第10条 甲及び乙等は、他の当事者の事前の書面による同意なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務を譲渡その他の方法により処分し、又は担保を設定してはならず、また承継又は移転させてはならない。

(一括再委託の禁止)

第11条 乙等は、甲の事前の承諾がない限り、本件業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

2 乙等が本件業務を第三者に委託した場合で、当該第三者が本契約に定める乙等の甲に対する義務に違反した場合、乙等が本契約に違反したものとみなす。

(準拠法)

第12条 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(専属的合意管轄)

第13条 甲及び乙等は、本契約に起因して又は関連して生じた一切の紛争（不法行為に関する紛争も含むがこれに限られない。）については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意した。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項に関する疑義については、甲、乙等及びキュレーター・チームの間で協議して、誠意をもって解決するものとする。

## 「あいちトリエンナーレ 2019」作品選定・制作・展示業務 仕様書

### 1 作品の選定・制作・展示

#### (1) 作品の選定・制作・展示

「表現の不自由展・その後」に関する作品

#### (2) 作品の展示場所

愛知芸術文化センター 8 階 ギャラリーD

#### (3) 展示期間

令和元（2019）年 7 月 31 日（水）から同年 10 月 14 日（月・祝）まで

### 2 オープニング関連イベント等への参加

#### (1) 日付

令和元（2019）年 7 月 31 日（水）等

#### (2) 会場

名古屋東急ホテル等

#### (3) 詳細

別途協議による

### 3 費用負担

本契約を履行する上で発生する下記の費用は、契約額に含まれるものとして乙等が負担する。

1	作品解説の執筆料
2	作品の素材、資料購入費
3	一部作品の輸送費
4	乙等の交通費、宿泊費等（令和元年 5 月分は除く）
5	乙等による選定作家の謝金、交通費、滞在費等